

◎確認書類で有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。個人情報については厳重に取り扱い、目的外の利用は一切いたしません（個人情報の保護に関する法律等で定め有効期限のある書類は、有効期限内のものに限ります。個人情報については厳重に取り扱い、目的外の利用は一切いたしません（個人情報の保護に関する法律等で定め

◎申請書・委任状の偽造又は偽造した申請書・委任状を行使した者は、刑法第百五十九条（私文書偽造等）又は同法第百六十一条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。申請に疑義が生じた場合は、納税義務者の連絡先へ電話連絡させていただきます。なお、お電話がつながらない場合、発行を中断する可能性があります。

個人情報保護の保護に関する法律第七十六条の規定に基づき所有者本人等から証明・閲覧申請書の開示請求があった場合は、本申請書も全部開示となります。

◎個人情報保護に関する法律第七十六条の規定に基づき所有者本人等から証明・閲覧申請書の開示請求があった場合は、本申請書も全部開示となります。